

## 附加給付に要する財源の枠について

昭和46年3月1日 蔵計第480号  
大蔵大臣から各共済組合代表者あて通知

附加給付の実施にあつては、昭和35年11月2月付蔵計第3345号「附加給付の認可基準について」により行われているところであるが、財源枠を拡大することの可否について、国家公務員共済組合審議会に諮問したところ、組合による特殊事情は考慮しなければならないが、なるべく大きな開きの生じないよう、格別に配慮することで、その拡大をすることが認められたので、現行の財源枠(法定給付に要する財源の10/100に相当する額)を昭和46年度から15/100に引上げることとし、昭和46年度における各組合の財源枠を別紙のとおり定めたから通知する。

なお、以上の財源枠の拡大に伴い、附加給付の改善を図る場合には、国家公務員共済組合審議会の意見を十分留意されたい。

### 参考

別紙の財源枠は、従前通り、俸給割、掛金割、人頭割による三指標の方式によって算出したものである。